

令和4年度 日高市高麗地域包括支援センター 事業計画

1. 運営理念

(1) 公共性の視点

地域包括支援センターは、日高市の介護・福祉行政の一翼を担う「公共的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。地域包括支援センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行います。

(2) 地域性の視点

地域包括支援センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。地域包括支援センター運営協議会、地域ケア会議、地域で行われている活動を通じて、地域住民や関係機関、サービス利用者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。

③協働性の視点

地域包括支援センターの保健師(看護師)、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が、「縦割り」に業務を行うのではなく、職員相互が情報を共有し、理念・方針を理解したうえで連携・協働の事務体制を構築し、業務全体を「チーム」として支えます。地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動します。

2. 事業内容

○第一号介護予防支援事業

- ・総合事業において、事業対象者に対し、介護予防及び日常生活支援を目的として適切なサービスが提供されるよう必要な援助を行います。

○総合相談支援業務

- ・地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が継続していけるよう、適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度につながる等の支援を行います。

○権利擁護事業

- ・高齢者のトラブルからの回避（警察や消費者生活センターの協力等）
- ・成年後見制度の活用

成年後見制度の利用についての申し立て支援や、専門機関などの紹介をします。

- ・高齢者虐待防止の支援

関係機関、市と連携を図って支援します。

- ・困難事例への対応

○包括的、継続的ケアマネジメントの環境整備

- ・地域ケア会議の開催を通じた自立支援に資するケアマネジメント支援を行います
- ・地域における介護支援専門員のネットワークの構築、活用を図ります

- ・地域の介護支援専門員の相談・助言・サポートを実施します

○在宅医療・介護連携

- ・在宅医療連携拠点はんのう、との連携
- ・ワールドカフェへの参加

○認知症総合支援事業

- ・地域に対する普及啓発
- ・認知症地域支援推進員を配置するとともに、認知症初期集中支援チームと連携を図ります
- ・認知症カフェを開催します

○生活支援体制整備事業

- ・第1層コーディネーターとの連携を図るとともに、第一層協議体に参加する。
- ・担当圏域内において第2層協議体の設置運営を行う。

3. 地域ケア会議の実施

- ・介護支援専門員に対して自立支援に資するケアマネジメントの支援を行います。
- ・担当圏域で高齢者に関わる関係者を対象に、地域の情報交換や地域課題の発見を行う住民参加型のケア会議を開催いたします。

4. 指定介護予防支援事業

○介護保険が利用できる場合の介護予防ケアマネジメント

- ・要介護認定で要支援1・2と判定された方が要介護状態にならないように、本人や家族の方と一緒に介護保険でのサービス等を検討します。
- ・定期的にサービスを利用される方の介護予防プランを作成し、評価しながら継続して支援します。

5. <その他>

○一般介護予防事業

- ・介護予防教室を開催し、介護予防の普及啓発を行います
- ・地域の自主グループによる、体操教室等に対する支援を行います

○認知症サポーター養成講座の開催、フォローアップ講座の実施

○救急医療情報キットの配布

○介護マークの交付

○地域包括支援センター便りの発行（年2回）

○居宅介護支援事業所等情報交換会（偶数月）

○家庭介護教室

公益事業

I 地域包括支援センター		日高市高麗川地域包括支援センター
地域包括支援センター（市受託事業）	担当	日高市高麗川地域包括支援センター
事業計画・概要		めざす成果
日高市地域包括支援センター事業の運営方針に基づき次の業務を行います。 （１）包括的支援事業 ① 第一号介護予防支援事業 総合事業において、事業対象者に支援計画を作成し、訪問型サービス、通所型サービスを適切に提供し、自立した生活が続けられるよう支援します。なお、要支援認定を受け、総合事業のみを利用する場合も第一号介護予防支援事業として一体的に支援します。 ② 総合相談支援業務 本人、家族、地域住民、ネットワーク関係者などからの情報をもとに、高齢者宅を訪問することで心身の状況や家庭環境などを把握し相談者に適切な支援や提案を行います。 （２）権利擁護業務 ① 成年後見制度の活用 当事者の権利を守るための支援を行います。 ② 高齢者虐待への対応 高齢者虐待については市と迅速に連携し適切に対応します。 ③ 困難事例への対応 困難ケースへの介入を行い、具体的な支援方針を提案し介護支援専門員への支援に努めます。 ④ 消費者被害の防止 （３）包括的・継続的ケアマネジメント業務 ① 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築 介護支援専門員が社会資源を活用できるよう地域の連携、協力体制を整備します。 ② 介護支援専門員に対する支援 支援困難ケースなどについて、助言や同行訪問を行い円滑な業務ができるよう後方支援を行います。 ③ ケアマネサロンの開催（年６回） 「日高市ケアマネ連絡会」での協議により、資質の向		（１）地域包括ケアシステムの構築を推進し、介護保険サービス以外の社会資源を把握し、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう支援します。

上を目的とした事例検討会や外部講師による研修会などを行います。 (4) 在宅医療・介護連携推進事業 ① 多職種連携座談会 「飯能・日高ワールドカフェ」への参加 ② 「在宅医療連携拠点はんのう」との連携 (5) 認知症総合支援事業 ① 認知症初期集中支援事業 認知症初期集中支援チーム検討委員会への出席、初期集中支援チーム員会議を通じて認知症のかたの支援に努めます。 ② 認知症地域支援推進員の活動 認知症地域支援推進員の定例会議を通じ、認知症サポーター養成講座、認知症相談窓口を拡充し、地域のかたに認知症についての正しい知識の普及啓発、当事者の社会参加の機会を提供します。 ③ 認知症家族・当事者への支援 オレンジカフェ（認知症カフェ）の実施や認知症相談窓口の普及を通して、認知症の人およびその家族や支援者の社会参加を支援します。 (6) 生活支援体制整備事業（第2層担当） ① 第2層の生活支援コーディネーターとして担当圏域のニーズと既存の社会資源の把握、担い手づくりなど、住民共助の活動の充実に努めます。 ② 圏域内でケアラーを支援するための介護者サロンの開催と圏域内の地域ケア会議の継続開催をめざします。 (7) 地域ケア会議の充実 ① ケアマネジメント支援型地域ケア会議の参加 市が主催するケアマネジメント支援型の地域ケア会議への出席、調整、進行を行います。 ② 圏域型地域ケア会議 自治会や行政区単位で高齢者の実態把握及び地域課題の共有のための会議を定期的に行う事をめざします。 (8) 指定介護予防支援業務 訪問介護、通所介護以外のサービスを利用されるかたは引き続き介護認定申請をしていただき、介護予防給付によ	(5) 認知症のかたが地域で安心して住み続けられるよう、早期に適切な支援に努めます。 ③介護する人を地域で支援する体制を作ります。 (6) 第1層の担当者と連携して地域に高齢者が気軽に集える場所を作ります。 (8) 介護予防事業を通じて高齢者の運動機能や認知機能の低下を防ぎます。
--	--

るサービス提供を行います。 (9) 一般介護予防事業 ① 日高市健康ロコモ体操や認知症予防を含めたフレイル予防教室を公民館や日高アリーナにて開催します。 ② 圏域内での介護予防に関する実情やニーズに応じ、介護予防教室の内容を検討し、開催します。 ③ 地域介護予防活動支援事業 住民主体の介護予防教室として開始した「くりくり元気体操」の普及とその活動を支援する介護予防ボランティア（くりくりサポーター）の支援に努めます。 (10) その他の事業 ① 認知症サポーター養成講座 ② 救急医療情報キットの配布（随時） ③ 日高市地域包括支援センター便りの発行（年2回） ④ 日高市情報交換会の実施（隔月） ⑤ 在宅看護実習生の受け入れ（埼玉医科短期大学） ⑥ 介護保険制度などの出前講座や出前相談の実施	
○重点課題 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進 ○重点目標 ・ 圏域型地域ケア会議を開催し地域の連携を強めます。 ・ 圏域内におけるケアラー支援体制の構築をめざします。	

令和4年度 日高市高萩地域包括支援センター事業計画

事業内容

(1) 包括的支援事業

(1) 第1号介護予防支援業務

総合事業において、事業対象者に対し、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう介護予防支援計画を作成するとともに、当該介護予防支援計画に基づくサービス等の提供が確保できるよう、サービス事業所等の関係機関と連絡調整などを行う。なお、要支援認定を受け、総合事業のみを利用する場合の介護予防支援計画についても、第1号介護予防支援事業として一体的に支援する。

指定居宅介護支援事業者へ業務の一部を委託する場合は、介護予防支援計画作成等必要な助言、支援を行う。

(2) 総合相談業務

(ア)実態把握

窓口や電話での相談以外に、住民からの連絡、介護予防教室等の様子、独居または高齢者世帯の訪問により、地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握を行なうことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるようにする。

(イ)総合相談業務

地域において安心できる拠点として役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について、総合的かつ迅速に相談できる体制を構築する。介護保険サービス以外にも様々な社会資源を把握し、相談者の適切な支援に繋がるようにする。

(ウ)ネットワーク構築業務

要援護者高齢者ネットワークの協力機関を中心に、日ごろから連携を図り、実際の活動に活用できるように体制を強化する。これにより、虐待等困難事例について早期発見し、介入あるいは見守り活動を行うことが出来る様にする。

(3) 権利擁護業務

(ア)成年後見制度の活用

認知症などにより判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービス利用や、金銭的管理、法的行為などの支援のため、成年後見制度の活用を図る。

(イ)高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市との連携を図りながら適切な対応をする。

また、判断能力が低下した高齢者を、虐待等から保護するため、老人福祉法上の老人福祉施設への措置が必要な場合は、市との連携を図り支援する。

(ウ) 困難事例への対応

困難事例を把握した場合は、実態把握のうえ地域包括支援センターの各専門職が連携して対応策を検討する。

(エ) 消費者被害の防止

地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行ない、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐように支援し、被害の回復のための関係機関を紹介する。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

(ア) 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。また、地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源（地域の力）を活用できるように、地域の連携・協力体制を整備する。

(イ) 介護支援専門員の意対する支援・指導

- ・ 日常的個別指導・相談：介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行なう。
- ・ 事例検討会・研修会の実施：介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携のうえ、情報提供や事例検討会、研修会等を実施する。例）ケアマネサロン等
- ・ 支援困難事例等への指導・助言：地域の介護支援専門員等が抱える困難事例について具体的な支援方針を検討し、支援・助言等を行う。
- ・ 地域における介護支援専門員のネットワークの構築支援：地域の介護支援専門員が日常的に円滑な業務が実施されるように、介護支援専門員のネットワークの構築に関する支援を行う。

(ウ) 地域ケア会議の実施

地域ケア会議の充実

「高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築」、「個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握」をするため各地域で圏域型地域ケア会議を開催し、地域の特性、ニーズ、課題等の把握を行うとともに、課題解決等に向けた取り組みを行う。

なお、圏域型地域ケア会議が未実施の地域については、優先度を考慮しながら順次実施する。

また、個別ケースの支援内容の検討を通じての「介護支援専門員に対して、自立支援に資するケアマネジメントの支援」を目的としたケアマネジメント支援型地域ケア会議に協力・参加することにより、検討内容から地域課題の把握を行う。

(5) 在宅医療・介護連携推進事業

病気になっても自宅等の住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らしていけるよう、地域において医療と介護の関係機関の連携による、包括的及び継続的な在宅医療・介護の提供に資するため、在宅医療連携拠点との連携を図るとともに、多職種連携座談会への積極的な参加を通して、連携の進捗状況の把握や顔の見える関係づくりを進める。

(6) 生活支援サービスの体制整備

介護予防・日常生活総合支援事業において、地域の元気高齢者等を含めた、ボランティアやNPO等による生活支援サービス等の提供が必要となっており、第2層生活支援コーディネーターを配置し、各地域ケア会議の開催及び参加、又はケアプランの分析等を通して、地域課題の抽出、ニーズの把握、社会資源の整理・育成等を実施し、必要とされる生活支援サービス等の提供体制の整備及びサロン等の高齢者の集いの場所の開発に取り込む。

なお、事業を進めるに当たっては第1層コーディネーターとの連携を図るとともに、第1層協議体に参加し、取組状況等の把握を行う。

また、生活支援コーディネーターの活動を組織的に補完するものとして、担当圏域内において第2層協議体の設置・運営を行う。

(7) 認知症総合支援事業

① 地域に対する普及啓発

認知症になってもできる限り、地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の住民等に対して、認知症についての正しい知識の普及啓発を行う。

② 認知症に関する体制整備

認知症患者に早期から関わり、必要な医療や適切なサービスなどにつなぐことにより、重症化の予防に資することができるよう、認知症地域支援推進員を配置して活用するとともに、認知症初期集中支援チームと連携を図り、地域での支援及びケアの向上についての取り組みを進める。

③ 認知症高齢者及び家族に対する支援

関係機関等と協力し、認知症地域支援推進員が関与する認知症カフェを実施するなど、認知症高齢者やその家族、地域の方々が集える場所を地域に作り、支援を行う。

なお、認知症カフェの実施については、実施箇所の増加についても検討を行う。

(2) 指定介護予防支援事業

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保できるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関と連絡調整などを行う。

指定居宅介護支援事業者へ業務の一部を委託する場合は、介護予防サービス計画作成等に必要な助言、支援を行う。

包括支援事業の業務に支障をきたさないよう、地域包括支援センターの三職種の職員が担当する介護予防支援経過の件数は、配置されている三職種の職員1人あたり、平均15件以下とする。

(3) 一般介護予防事業

(1) 介護予防把握事業

地域包括支援センターで収集した情報等を活用し、閉じこもり等の何らかの支援を要する方を把握し、介護予防に資する活動につなげる

(2) 介護予防普及啓発事業

介護予防教室等を通じて、地域住民の介護予防に関する理解を深める為の普及・啓発を行う。
また、地域の自主グループによる体操教室等に対しては、適宜必要な支援を行う。

(4) その他の事業

- (1) ケアマネジメント支援型地域ケア会議
- (2) 認知症サポーター養成講座の実施
- (3) 認知症サポーターフォローアップ講座
- (4) 家族介護教室
- (5) 救急医療情報キットの配布
- (6) 介護マークの交付
- (7) 地域包括だよりの発行（年2回）
- (8) 居宅介護支援事業者及び介護サービス事業者情報交換会の開催（偶数月）

- 重点課題**
- ① 圏域型地域ケア会議の継続及び新しい地域の開拓（令和3年度2ヶ所）
 - ② 介護予防事業等の充実、地域の方々への情報発信
 - ③ 地域包括ケアシステムの構築

- 重点目標** 重点課題に対して個々の目標・対策方法を設定して実施に努める。
- ① 令和3年度圏域型地域ケア会議は2ヶ所で行うことができた。今後、定期的を開催することを継続しつつ、新たな地域を開拓する。
 - ② 感染症予防に注意して、介護予防事業等を安全に開催する。また、地域の方々に包括支援センターの活動を理解してもらえるように「高萩地域包括支援センターだより」を継続発行して周知活動を行う。
 - ③ 地域包括ケアシステムの構築に対して、住民の理解、協力をしてもらえるように地域の集まり等に積極的に参加して、地域に溶け込めるように努める。